

総務部長	次長	総務管理課	課長	主幹	課長補佐	係長・主査	主任	係	主査	課長	課長補佐	所長	主査	係
------	----	-------	----	----	------	-------	----	---	----	----	------	----	----	---

産業廃棄物処理委託契約申込書

年 月 日

(あて先) (株)旭川振興公社

〒 _____
 住 所 _____
 (フリガナ) _____
 氏名又は名称 _____
 代 表 者 _____ (印)

TEL _____ FAX _____

(工事名等) _____

(担当者名) _____

次のとおり、産業廃棄物の処理をたく、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定により、委託契約を申し込みます。

廃棄物の種類	処分単価(10kg毎)	予定数量(kg)	予定金額	備考	
汚泥	含水率30%未満	230円	円	※廃棄物の種類はその材質ごとに記載願います。	
	含水率50%未満	280円	円		
	含水率50%~85%	340円	円		
紙くず	290円		円	※処分単価には消費税を含みます。	
繊維くず	290円		円		
畳	290円		円		
廃石膏ボード	450円		円		
窯業系サイディング	400円		円		
石綿含有産業廃棄物	380円		円		
燃え殻	280円		円		※廃棄物の種類詳しくは、旭川廃棄物処理センター処理手数料単価表をご確認ください。
ばいじん		290円	円		
	鉱さい	石綿含有産業廃棄物等の無害化処理又は熔融処理物	290円		
廃油(タールピッチ類に限る)	310円		円		
火災ごみ	590円		円		
廃電機製品類	2,670円		円		
廃家具類	2,670円		円		
選別不能物	(A)	ビニルクロス(ビニールと紙の複合物)	440円	円	
	(B)	金属サイディング プリント配線盤等 50cm未満の廃プラスチック類 がれき、金属(埋立)、 硬質ガラス、ガラス・陶磁器くず等	590円	円	
	(C)	石膏ボード混入物 50cm以上の廃プラスチック類 がれき、金属(埋立)、 硬質ガラス、ガラス・陶磁器くず等	890円	円	
	(D)	発泡スチロール混入物、廃タイヤ	2,670円	円	
金属くず(リサイクル)	60円		円		
木くず(リサイクル)	100円		円		
動植物性残さ(発酵処理)	260円		円		
特別管理産業廃棄物 廃石綿等(アスベスト)	2,300円		円		
前処理手数料・選別手数料	50円		円		
合 計			円		

北海道循環資源利用促進税：平成20年4月1日から最終処分(埋立処分)する廃棄物の重量に応じて10kg当たり10円が課税されます。

契 約 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日	<input type="checkbox"/> 更新 <input type="checkbox"/> 限定
搬入事業者	氏 名	支 払 条 件
	住 所	<input type="checkbox"/> 保証金
	許 可 都 道 府 県 ・ 政 令 市	北海道 ・ 旭川市
	許 可 の 有 効 期 限	年 月 日
	事 業 の 範 囲 (該当する事項に○を付けて下さい。)	燃え殻、汚泥、廃油、廃プラ、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類、ばいじん、産業廃棄物を処分するために処理したものの動植物性残さ、廃石綿。
	許 可 の 条 件	なし・()
許 可 番 号	号 第 号	預入による後払い。 (払) <input type="checkbox"/> 後納(官公庁限定) そ の 他
振興公社処理欄	上記のとおり、契約締結してよろしいか。	契約番号
契 約 年 月 日	年 月 日	本書持参者
契 約 書	<input type="checkbox"/> 申込時預かり <input type="checkbox"/> 決済後連絡作成 <input type="checkbox"/> 印紙済 <input type="checkbox"/> 印紙未 <input type="checkbox"/> 契約書郵送希望 <input type="checkbox"/> 契約書手渡し() <input type="checkbox"/> 契約書送付() <input type="checkbox"/> 契約書は、後日(本社・センター)へ(郵送・持参)	受付